

令和3年度予算案及び令和2年度補正予算案における 国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方

令和2年12月14日
国立大学法人等施設整備に関する検討会

令和3年度予算案及び令和2年度補正予算案において対象となる国立大学法人等施設整備事業については、「令和3年度国立大学法人等施設整備の方向性」（令和2年5月21日国立大学法人等施設整備に関する検討会）を踏まえ実施された本検討会の評価結果、「令和3年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方」（令和2年9月14日国立大学法人等施設整備に関する検討会）等を踏まえて選定する。

令和3年度予算案の対象事業は、厳しい財政状況を鑑み、以下のⅠの考え方により選定する。

令和2年度補正予算案の対象事業は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）において、具体的な施策として、学校施設等を含む防災拠点・避難施設等の対災害性強化、学校等の重要インフラに係る老朽化対策が盛り込まれたことを踏まえ、以下のⅡの考え方により選定する。

I. 令和3年度予算案の事業選定の考え方

1. 一般事業

概算要求事業のうち、本検討会における評価において総合評価Sとなった事業の中から、各法人の整備計画を踏まえつつ、以下の観点から総合的に事業効果が高く、効率性が優れていると見込まれる事業を選定する。

- 防災・減災、国土強靱化等安全・安心の確保に向けた基幹設備（ライフライン）の更新建物改修事業
- 大学改革等に向けて早期の着手が必要となる事業
- 過年度に実施済みの事業に継続して実施すべきと考えられる事業
- 附属病院事業と一体的に実施することが効果的・効率的な事業

2. 附属病院事業

概算要求事業のうち、本検討会における評価において総合評価Sとなったすべての事業を選定する。

Ⅱ. 令和２年度補正予算案の事業選定の考え方

本検討会の評価により総合評価Ｓとなった事業を中心として、各法人の整備計画を踏まえつつ、高い事業効果や優れた効率性が見込まれる事業で、前倒して早期に着手する必要がある以下の事業を選定する。

- 防災・減災、国土強靱化等安全・安心の確保に向けた基幹・環境設備（ライフライン）の更新、建物改修事業
- 新型コロナウイルス感染症等に係る拡大防止及び研究開発に資する事業